

新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、地域に張りめぐらした戸別配達網によって、国内外の多様な情報を全国くまなく日々同時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、活字文化の発展に尽くしています。

新聞を含む文字文化は、米、水などととともに、日本の国を作ってきた基礎的な財と考えます。国土も狭く、資源も少ない我が国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが学力・技術力を支える役割を果たしてきたことが要因として考えられます。

現在、深刻な活字離れが進む中で、書籍とともに新聞も購読率が低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準に大きな影響を及ぼすことが深く憂慮されています。これに加えて、今回の消費税率の引き上げによって、新聞離れがさらに加速することが懸念されます。

欧州諸国においても、大半の先進国が、民主主義を支える公共財として新聞への軽減税率適用を行っています。

よって、政府においては、下記のとおり、消費税率が8%、10%いずれの段階でも、新聞に対し軽減税率を適用することを強く求めます。

記

1. 消費税率引き上げに際し、新聞への軽減税率適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

兵庫県明石市議会